

別表（第3条関係）

		1		2	3	4
補助事業		補助対象者	補助対象事業	事業実施主体	補助率	補助対象経費
スタート 支援	新たな取組みや試行的な 取組みを行う事業	個人	人材育成のための研修参加事業  <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育、文化の向上に係る研修</li> <li>・医療及び健康の増進に係る研修</li> <li>・農林、畜産の振興に係る研修</li> <li>・土木、建築に係る研修</li> <li>・その他の研修</li> </ul> （※1）受講者個人のみが利益を受けることが想定される研修を除く。	若桜町に住所を有し、今後も引き続き居住する意思のある者。（年齢は問わない。）  ア 政治活動、宗教活動を主たる目的とし、暴力団又は暴力団員の統制の下にある個人及び団体。 イ 公共に類する団体。  （団体の定義） 若桜町において地域振興の役割を果たし、個人対象者5人以上の構成員で組織された、町内に活動拠点を置く任意団体。	補助対象経費の9/10以内とし、1人当たり5万円を上限とする。（同一事業で5人以上の場合は団体とみなす。）	受講料又は参加費
			宿泊費（朝食のみ可）			
			交通費			
個人	人材育成のための研修主催事業  <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育、文化の向上に係る研修</li> <li>・医療及び健康の増進に係る研修</li> <li>・農林、畜産の振興に係る研修</li> <li>・土木、建築に係る研修</li> <li>・その他の研修</li> </ul> （※2）社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業を除く。 （※3）営利を目的とする企業・団体及び自社の経済活動、福利厚生に類する事業を除く。	補助対象経費の9/10以内とし、1事業当たり30万円を上限とする。	講師謝礼金			
			講師旅費及び宿泊料			
団体	グループ活動・村おこし活動支援事業 （地域に根ざした産業、文化、スポーツ活動及び町内で開催されるイベント経費を助成するもの） （※2・3）	補助対象経費の9/10以内とし、1団体当たり50万円を上限とする。	会場使用料			
継続支援	スタート支援補助金を受けた事業で、取組みを継続していくための事業。ただし、3年間を上限とする。	団体	グループ活動・村おこし活動支援事業 （地域に根ざした産業、文化、スポーツ活動及び町内で開催されるイベント経費を助成するもの） （※2・3）	補助対象経費の9/10以内とし、1団体当たり50万円を上限とする。	補助事業を実施するために必要と認める経費。なお、他の補助事業を財源とする経費、団体内での飲食費、宿泊費等、交付対象として不適当と認められるものは対象としない。備品購入費については、事業費の2割を上限とする。ただし、同一事業を3年間継続する場合に限る。	
ステップ アップ支 援	スタート支援、または継続支援補助金を受けた事業で、新たな工夫や取組みにより今後の活動の継続を視野に入れて行う事業。		補助対象経費の9/10以内とし、1団体当たり60万円を上限とする。			

※グループ活動・村おこし活動支援事業について、6年目以降は補助対象経費の9/10以内とし、1団体当たり30万円を上限とする。